

札幌法務局からのお知らせです

参加無料

法務局職員による、月1回の

# 相続登記手続教室

遺産分割協議による相続  
に特化した  
合同説明会です！



## 開催日

令和7年10月 8日（木）終了しました

令和7年11月 10日（月）終了しました

令和7年12月 10日（水）終了しました

令和8年 1月 16日（金）終了しました

令和8年 2月 13日（金）

## 各回の開催時間

午前の部 10:30～11:45

午後の部 14:30～15:45

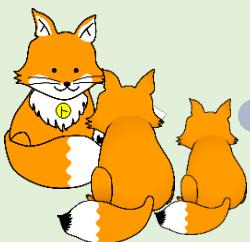
## 場 所

札幌法務局 3階会議室

(札幌市北区北8条西2丁目1-1 第1合同庁舎)

## 内 容

- 👉 遺産分割協議による相続登記の手続を合同説明形式で実施
- 👉 相続人が1次相続人（例：配偶者と子）のみの場合を対象とした説明  
※遺言書がある場合や、数次相続が発生している場合は対象外です。  
→ 法務局窓口で通常の手続案内をご予約下さい。
- 👉 説明後に個別の質問にお答えします
- 👉 登記管轄は問いません



遺産分割協議とは、  
相続財産をどのように分けるか、  
相続人が、  
協議・話し合いをすることだよ！

## 申込方法

事前予約制（先着順）

※各回最大20組に達し次第、予約を締め切ります。

**011-709-2311(内線2185)**

「相続登記手続教室の予約希望」とお伝えください

担当：札幌法務局民事行政部不動産登記部門

